

仕様書

1 業務名

佐賀県金融広報委員会等に関する広報業務及び講演会開催業務

2 目的

佐賀県金融広報委員会及び金融経済教育推進機構（以下、県金融広報委員会等）では、県民が適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得するため、金融経済教育を推進しており、県金融広報委員会等の目的や意義、事業内容の広報を行うことにより、県金融広報委員会等の認知度を高め、さらに県民の事業サービスの利用促進を図り、以て県内の金融経済教育を推進する。

また、講演会を開催することにより、県民が金融経済への関心を高め、その学習の実践の契機とすることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年12月28日（月）まで

4 契約上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、下記に記載する（1）県金融広報委員会等に関する広報業務については、1,550,000円、（2）講演会開催業務については1,450,000円を予算額の上限目安とする。ただし、（1）県金融広報委員会等に関する広報業務及び（2）講演会開催業務（イ）開催業務①事前告知については業務内容が重複していることから、契約上限額3,000,000円の範囲内であれば、（1）または（2）いずれかの上限目安が超過しても差し支えないものとする。

5 業務内容

（1）県金融広報委員会等に関する広報業務

（ア）対象者

県民全般

特に、金融経済教育推進機構（J-FLEC）の講師派遣事業の活用（講座企画、講座企画主体（公民館等）への講座開設要望、講座受講）が見込まれる以下の対象者をメインターゲットとする。

（地域）地域の自治会や町内会などの活動に参加している60～70歳

（学校）学校のPTA活動に参加する小学生から高校生までの子を持つ親

(職域) 企業の経営者や人事・労務・経営管理担当等、商工会議所など事業者
団体の研修担当職員

(イ) 広報の手法

新聞や SNS (LINE、Google 広告、YouTube) 等の広告掲載

(ウ) 内容

- ① 効果的な広報となるように、様々な媒体を使って広報を行う。
- ② 県金融広報委員会及び金融経済教育推進機構 (J-FLEC) 等の認知度向上、県金融広報委員会が取組む各事業内容の理解に繋がる内容を、特に金融経済教育推進機構 (J-FLEC) の講師派遣事業の活用が見込まれる上記に掲げる (地域)、(学校)、(職域) の対象者が金融経済教育推進機構 (J-FLEC) の講義への関心を持ちやすくなるような取組・活動紹介を通じて、広報する。
- ③ 県内で発行される主要新聞及び地元テレビ・ラジオ局のメディアや SNS 等に取り上げられやすいような話題になる広報を入れること。

(2) 講演会開催業務

(ア) 講演会概要

- ① 講演会名 「くらしとおかね講演会」
- ② 主催者 佐賀県金融広報委員会 (以下、甲という)、佐賀県
- ③ 講師 講師については、甲が金融経済教育推進機構を通じ依頼を行う。
- ④ 日時 令和 8 年 10 月 18 日 (日) 開場 13:30 開演 14:00~15:30
- ⑤ 場所 アバンセホール 佐賀県佐賀市天神 3 丁目 2-11
- ⑥ 募集形態・人員
 - ・事前申込制
 - ・募集人員 300 名 (会場の定員は 301 席と車椅子スペース 4 台分備え付け)

(イ) 開催業務

- ① 事前告知
 - ・広報チラシ (A4 58K 両面カラーでデザイン・印刷) 131,120 枚作成
 - ・上記作成チラシの内 130,020 枚は、佐賀新聞折込み広告 (1 枚を県内全域 1 回) に使用し、内 1,100 枚は甲の事務局 (佐賀市天神 3 丁目 2-11) へ納品する。
- ② 応募者のとりまとめ
 - ・応募者の利便性を踏まえた方法 (電話 (専用回線を使用)、電子メール、インターネット等) での応募の受付や問合せへの対応を行う。
 - ・参加者の決定は先着順とし、希望に応じた方法 (電子メールやハガキ (デザイン・印刷まで行う) 等) により決定の通知を行う。

なお、通知は、受付後4日以内に発送を行うこととする。

- ・講演会当日の受付用として、参加者名簿を作成し、管理する。
- ・中止の場合は参加者等へ連絡を行う。

③ アンケート配布・回収（約300枚）

- ・当日の参加者に対し実施するアンケートの配布、回収を行う。

なお、アンケート用紙は金融経済教育推進機構が作成したものを使用。

④ 会場設営、会場運営

i. 講演会全般のコーディネート

- ・当日の会場設営業務を行う。

なお、会場であるアバンセホールの舞台、照明、音響等の担当である西日本企画サービスと事前に打合せを行うこと。

- ・懸垂幕の作成を行う。

a 懸垂幕 会場正面ステージ頭上、行事名標記掲示用、
サイズ 800mm×7,200mm

b 懸垂幕 会場正面ステージ右側、演題及び講師名標記、
サイズ 3,500mm×900mm

- ・進行台本を作成する。

- ・講演会進行のため、司会、手話通訳を配置する。ただし、手話通訳については、参加者より手話通訳を求められた場合、配置することとする。

- ・演台に装花を設置する。

- ・演台に時計を用意する。

ii. 受付業務

- ・当日の参加者受付として2名配置。

なお、受付時に甲が用意した資料を参加者に手渡すこと。また、講演会終了後は、アンケートの回収を行うこと。

iii. ケータリング関係

- ・講師の昼食（弁当）1名分（上限額1,500円）、ミネラルウォーター、お茶等、おしぼり、ティッシュ、ウエットティッシュを講師控室に用意をする。

(3) その他自由提案

事業目標達成のため、効果的であると考えられる企画（例えば、より効果が期待できる訴求方法や事業効果の検証方法など）があれば、本予算内で提案すること。

6 業務遂行のために必要な調整業務

(1) 会場管理者との連絡調整

会場管理者との折衝、連絡調整等の業務を実施すること。

(2) 安全対策

実施にあたっては、必要な安全対策を講じること

(3) 問い合わせ対応

一般の方及び参加者から問い合わせ等がある場合はその対応を行うこと。その際、判断が難しい問い合わせに対しては、甲と協議の上、回答すること。

(4) その他

上記のほか、本業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務を行うこと。

7 本業務の業務遂行体制等

(1) 人員の確保及び配置

本業務の遂行に必要なかつ適切な人員の確保及び配置を行うこと。また、一体的かつ円滑な企画、運営等ができるよう統括責任者を1名配置すること。

(2) 打合せ・報告等

受託者（以下、乙という）は、本委託業務のスケジュール等に十分配慮し、甲との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

(3) 広報計画の作成等

本業務における広報については、メインターゲットに向けた戦略的な広報計画を策定したうえで、効果的な手法により講演会の告知や県金融広報委員会等の事業紹介などを行うこと。（媒体選定、実施方法等を提案）

8 業務の再委託

本業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、甲と乙の協議により、甲が認めたときは、この限りではない。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は乙が負うこととする。

9 留意事項

- (1) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、甲と乙双方による協議の上で定めるものとする。
- (2) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、乙が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。甲の利用についても同様とする。
- (3) 乙が本業務により制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第 21 条から 28 条に定めるすべての権利を含む）は、甲に帰属するものとする。
また、甲はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする。
- (4) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときなど、本業務の実施に関わる一切の事故やトラブルについて、乙は直ちにこれを甲に報告し、乙の責任と費用負担において解決するものとする。
- (5) 今回制作する広報物については、甲の指示に従い、校正を行うこと。
- (6) 本業務で収集した情報及び成果物については、当該業務において使用することとし、他の目的に使用してはならない。また、本業務の履行にあたって知り得た情報を漏らしてはならない。
- (7) 乙による会場の汚損及び損傷物または第三者への損害は、乙が弁償または賠償する。
- (8) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、佐賀県の個人情報を取り扱う事務の委託基準（令和 5 年 3 月 31 日付け法私第 4802 号法務私学課長通知）に準拠して行うものとする。

10 本業務の完了報告

本業務の完了後、速やかに実施内容等を取りまとめ、次の書類等を添付して、委託業務完了報告書（1 部）及びデータ一式を甲へ提出するものとする。

- ・ 事業報告書（事業概要、イベント内容説明、写真等）及び写真データ。
- ・ 制作物は、PDF データ・画像データ（PNG、JPG 等）を作成し、ウェブでの閲覧を可能なものとする。
- ・ なお、動画制作物は、データと DVD もしくはブルーレイディスクを 1 枚納品すること。
- ・ 動画データの納品形式は甲と協議のうえ、決定すること。

1 1 本業務委託の委託料の支払

完了払

1 2 契約時の本仕様書

契約時の本仕様書は、甲と採用案を提案した者（契約合意に至らない場合は次点者）との間で実施内容の協議を行ったうえで、仕様書に定める。